

防火対象物点検報告制度

消防法令研究会

今回は、平成14年に行われた消防法の改正により新たに導入された「防火対象物点検報告制度」について解説する。

1 制度導入の経緯

「防火対象物点検報告制度」は、平成22年6月号(P102～)で解説した「特定一階段等防火対象物」と同様、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を受けて行われた法令改正により、新たに導入された制度である。

法令改正の基となったものの一つが消防審議会での議論の結果である。平成13年12月26日に消防庁長官に提出された消防審議会の答申（小規模雑居ビルにおける防火安全対策（以下「本答申」という。））の提言内容の中で防火対象物点検報告制度に係るものだけを抽出すると、次のとおりである。

(本答申抜粋)

第2 防火管理の徹底

2 点検報告制度の拡充

（防火対象物の総合点検報告制度（仮称）の導入

消防法に基づく点検報告制度は、現在、消防用設備等の機能等に係るものに限られており、防火管理に係る事項はその対象となっていない。しかし、小規模雑居ビルのみならず全防火対象物に防火管理関係の違反が多い現状にあるほか、用途変更に伴って消防法令の基準に適合しなくなる場合も多く、現在の消防機関の体制では、その実態を十分に把握できる状況ではない。

このため、現行の消防用設備等の機能等に係る点検に加えて、一定の防火対象物については、消防法令、火災予防等に係る専門知識を有する者が、用途の実態や消防計画に基づいた防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて総合的に点検し、その結果を消防機関に報告するとともに、防火対象物の利用者に分かるよう点検

済である旨等の表示を行うことができることとする必要がある。なお、この制度の導入に当たっては、一定期間にわたって違反実績がないなどの優良な防火対象物については十分に配慮するなど合理的な制度とする必要がある。

また、消防機関は、この報告結果を踏まえて、立入検査の効率化、重点化を図る必要がある。

なお、本答申の中で記載されている消防用設備等の機能等に係る点検は、法第17条の3の3に規定されているものであるが、枝番がついていることからわかるように消防法制定時から規定されていたものではなく、昭和40年代後半に発生した大火災（大阪千日デパートビル火災（昭和47年5月1日発生、死者118名）、熊本大洋デパート火災（昭和48年11月29日発生、死者100名）等）を受けて改正された消防法（消防法の一部を改正する法律（昭和49年法律第64号））により追加されたものである。

(防火管理関係の違反状況)

また、本答申の中で「小規模雑居ビルのみならず全防火対象物に防火管理関係の違反が多い現状にある」とあるが、これは次のような資料からもわかる。

全防火対象物（平成13年消防白書から）

| | | | | | |
|--------|---------------|--------|-----------|--------|------|
| 防火管理 | 防火管理者選任 | 義務対象物数 | 1,016,942 | 選任率(%) | 73.4 |
| | 消防計画作成 | 義務対象物数 | 1,016,942 | 作成率(%) | 64.2 |
| | 共同防火管理協議事項届出 | 義務対象物数 | 75,369 | 届出率(%) | 61.6 |
| 消防用設備等 | 屋内消火栓設備設置状況 | 義務対象物数 | 77,539 | 設置率(%) | 96.1 |
| | スプリンクラー設備設置状況 | 義務対象物数 | 28,941 | 設置率(%) | 99.5 |

小規模雑居ビル（本答申から）

| | | | | | |
|--------|---------------|--------|-------|--------|------|
| 防火管理 | 防火管理者選任届 | 義務対象物数 | 8,407 | 違反有(%) | 59.2 |
| | 消防計画作成 | 義務対象物数 | 8,407 | 違反率(%) | 64.7 |
| | 共同防火管理協議事項届出 | 義務対象物数 | 8,407 | 違反率(%) | 58.7 |
| 消防用設備等 | 屋内消火栓設備に係るもの | 義務対象物数 | 1,724 | 違反率(%) | 9.5 |
| | 自動火災報知設備に係るもの | 義務対象物数 | 6,229 | 違反率(%) | 42.0 |

※ 義務対象物数…立入検査実施対象物のうち法令上の義務が生じているもの

2 防火対象物点検報告制度の概要等

(防火対象物点検報告制度)

本答申を受け、防火対象物点検報告制度の創設に係る関係法令（消防法の一部を改正する法律（平成14年法律第30号）以下「14年法」という。）、（消防法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第274号））、（消防法施行規則の一部を改正する省令（平成14年総務省令第105号））が改正された。この制度の概要を簡単に説明すると

「一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理上必要な業務等について、1年に1回、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないが、またその点検の結果、基準に適合している場合には、点検済みの表示を付すことができる。」ということになり、図で説明すると下図のようになる。

この概要は、14年法により新たに追加された法第8条の2の2第1項の条文をほぼ引用したものであるが、もう少し詳しく内容を確認してみる。

(点検の対象となるもの)

まず、防火対象物点検報告制度の対象については、法第

8条の2の2において、「法第8条第1項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるもの」と規定され、その委任を受けた令第4条の2の2において「①収容人員が300人以上のもの」及び「②特定一階段等防火対象物」と定められている。

このことから防火対象物点検が必要となる防火対象物の前提条件が「法第8条第1項に該当すること」ということがわかる。なお、平成18年1月に長崎県大村市で発生したグループホーム火災を受け行われた政令の改正により令別表第一(6)項口並びに(6)項口に供される部分が存する(16)項イ及び(16の2)項については、法第8条第1項の要件が「収容人員10人以上のもの」と規制が強化されたため、3階以上の階に当該用途が存する等「②特定一階段等防火対象物」の要件に該当するものについては、注意が必要である。（このようなケースが実在するかは別にして法令上次のようなケースは新たに防火対象物点検報告の対象となる。
例1：1階～3階までの収容人員が各9人の(6)項口 例2：1階が(6)項口、2階が事務所、3階が物販店舗（収容人員は各階5人）の(16)項イ ※例1及び例2とも特定一階段等防火対象物に係る構造要件を満たしたもの）

(点検を行う者)

次に、防火対象物点検を行うことができる者についてであるが、点検の実施者は「火災の予防に関する専門的知識を有した防火対象物点検資格者」となっており、規則第4条の2の4第4項において、「一定の資格を有する者で登録講習機関が発行する免状の交付を受けている者」と定められている。その免状の交付を受けるための資格要件は、同項に規定されているが、消防設備点検資格者となる要件（規則第31条の6）と比較しても、その一例として消防設

防火対象物点検報告制度・消防設備点検報告制度の概要

